

平成 15 年 9 月 22 日
企業会計基準委員会

実務対応報告第 11 号

「外貨建転換社債型新株予約権付社債の発行者側の 会計処理に関する実務上の取扱い」の公表

公表にあたって

平成 14 年 4 月 1 日から施行されている商法等の一部を改正する法律（平成 13 年法律第 128 号）により導入された新株予約権付社債の会計処理については、平成 14 年 3 月 29 日に実務対応報告第 1 号「新株予約権及び新株予約権付社債の会計処理に関する実務上の取扱い」が公表されております。これに加えて、外貨建の転換社債型新株予約権付社債の円換算に関する処理についても、その取扱いを明確にすべきという指摘があったことから、企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）では、実務上の取扱いを検討し、平成 15 年 9 月 19 日の第 41 回企業会計基準委員会で標記の実務対応報告（以下「本実務対応報告」という。）を承認しましたので、公表いたします。

本実務対応報告につきましては、平成 15 年 7 月 23 日に公開草案を公表し、広くコメント募集を行ったのち、当委員会において寄せられたコメントを検討した上で、公表するに至ったものです。

なお、外貨建の新株予約権の円換算等、平成 13 年商法改正に伴うその他の外貨建取引等の会計処理の取扱いについては、日本公認会計士協会から、「会計制度委員会報告第 4 号『外貨建取引等の会計処理に関する実務指針』の改正について」が公表される予定であります。

本実務対応報告の概要

発行者側における円換算の処理

外貨建転換社債型新株予約権付社債の社債と新株予約権のそれぞれの発行価額を合算し、普通社債の発行に準じて処理する（一括法）場合、円貨への換算は以下のように行う。

発行時

- 発行時の円貨への換算は、発行時の為替相場による。
- ただし、発行による入金外貨額に本邦通貨による為替予約等が締結され、振当処理を採用している場合には、為替予約等により確定した円貨額により記録する。

決算時

- 新株予約権行使期間満了前における決算時の円貨への換算は、発行時に記帳された為替相場による。
- ただし、行使の可能性がないと認められるものについては、決算時の為替相場による円換算額を付し、その行使可能性については、外貨建実務指針第 22 項に準じて判断する。
- 新株予約権行使期間満了後における決算時の円貨への換算は、決算時の為替相場による。

新株予約権行使時

- 新株予約権行使時の円貨への換算は、発行時に記帳された為替相場による。

適用時期

- 公表日以後に終了する中間会計期間又は事業年度から適用する。

以 上